

施工体制点検要領のフローチャート

スタート

No

請負金額4,500万円以上
(建築9,000万円以上)

Yes

建設工事の下請契約がある場合は、
別途「一括下請負の確認」を実施（本点検要領の対象外）

No

建設工事の
下請契約

Yes

1 施工体制台帳等の記載内容の点検

疑義あり

【様式1】 事前確認

2 工事現場における
施工体制の点検

【様式2】 現場確認
(標識掲示、配置技術者の確認のみ)

点検終了

2 工事現場における施工体制の点検

疑義あり

【様式2】 現場確認

同時に実施可

3 施工体制（一括下請負）に関する点検

【様式3】 元請実質関与

一般事項(6項目)

実質的関与点検
(11項目+様式3-〇)

疑義あり

【様式4】 下請負人用

一般事項(3項目)

実質的関与点検
(6項目)

疑義あり

疑義なし

点検終了

別紙2 施工体制点検の対応方法を参照

(元請負人・下請負人への
意見聴取後)
①点検者から元請業者へ
口頭により指導。

(改善が認められない場合)
②所属長から元請業者へ
様式5「改善措置等請求書」
により改善請求する。

(元請負人・下請負人への
意見聴取後)
①点検者から元請業者へ
口頭により指導。

(改善が認められない場合)
②所属長から元請業者へ
様式5「改善措置等請求書」
により改善請求する。

(更に改善が認められない場合)
③所属長から契約課へ
「一括下請負の疑義」が
ある旨を報告する。